

工 事 設 計 書

工事設計書のダウンロードにあたって

知り得た情報は、関東地方整備局以外の者の権利を含む場合があるため、ダウンロードを行った個人又は法人における1次利用に限るものとし、有償無償に関わらず「第三者への提供行為※」を行わないでください。

※「他の第三者への提供行為」・・・PDFデータのまま、あるいは、紙に出力して等の手段に関わらず、ダウンロードを行った個人又は法人以外の他者による2次利用につながる一切の行為を指します。

国土交通省 関東地方整備局
常陸河川国道事務所

鏡

1. 工事名

工事名	R 8・R 9 那珂川上流管内（那珂川）維持管理工事（令和 8 年度）
工事地名	那珂川上流出張所管内（那珂川本川）茂木町、那須烏山市、那珂川町、大田原市

2. 工事内容

1) 発注年月	令和 8 年 1 月	1 2) 設 計 年 月	令和 8 年 3 月
2) 事務所名	常陸河川国道事務所 河川管理課	1 3) 機械損料一括補正	0 労務費一括割増 0%
3) 工事番号	2026010002	1 4) 単価適用年月	2026 年 3 月
4) 契約区分	国債（翌債を含む）の分任官	1 5) 歩掛適用年月	2026 年 3 月
5) 変更回数	0 回	1 6) 前請負工事費	0
6) 主 工 種	河川維持工事	1 7) 前請負代金額	0
7) 工 事 量	1 式	1 8) 調 整 区 分	0
8) 工 期	731 日間 自 令和 8 年 4 月 1 日 (当初) 至 令和10年 3 月 31 日 (0 回変更) 至 年 月 日	1 9) 共通仮設費対象額	
9) 施 工 県	栃木県	2 0) 現場管理費対象額	
1 0) 地 区	那須塩原地区	2 1) 一般管理費等対象額	
1 1) 河川・路線	那珂川本川	2 2) 処 分 費 等	
		2 3) 公 告 日	令和 8 年 1 月 27 日
		2 4) 入 札 締 切 日	年 月 日
除草工	1	情報把握業務	1 式
堤防養生工	1		
法面補修工	1		
清掃工	1		
応急処理工	1		

3. 予算科目

1) 予算科目：	2) 目：	3) 目の細分：	4) 事業名：

設計内訳書

工事名	R 8 ・ R 9 那珂川上流管内（那珂川）維持管理工事（令和 8 年度）（当 初）					事業区分	河川維持・修繕		
						工事区分	河川維持		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
河川維持 （令和 8 年度）		式	1		36,115,961				
除草工		式	1		28,160,860				
堤防除草工		式	1		28,160,860				
機械除草 A	法勾配1:1.9未満 肩掛け式	m2	379,000	41.16	15,599,640			単-1号	
機械除草 B	法勾配1:1.9以上 ハンドガト式	m2	1,162,000	10.81	12,561,220			単-2号	
堤防養生工		式	1		3,220,001				
芝養生工		式	1		3,220,001				
施肥		m2	6,500	13.26	86,190			単-3号	
抜根	抜根のみ	m2	6,500	54.65	355,225			単-4号	
機械除草 A	法勾配1:1.9未満 肩掛け式	m2	12,900	41.16	530,964			単-5号	
機械除草 B	法勾配1:1.9以上 ハンドガト式	m2	93,600	10.81	1,011,816			単-6号	
人力集草	法勾配1:1.9未満	m2	6,500	23.78	154,570			単-7号	

設計内訳書

工事名	R 8 ・ R 9 那珂川上流管内（那珂川）維持管理工事（令和 8 年度）（当 初）					事業区分	河川維持・修繕		
						工事区分	河川維持		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
機械集草	法勾配1:1.9以上 ハンド がト式	m2	31,200	10.73	334,776			単-8号	
積込・運搬	運搬距離L=6.0km以下	m2	37,700	19.8	746,460			単-9号	
清掃工		式	1		1,017,200				
塵芥処理工		式	1		1,017,200				
散在塵芥処理	運搬距離L=7.5km以下	m2	50,000	4.75	237,500			単-10号	
堆積塵芥収集(機械処理)	産業廃棄物 運搬距離L =46.0km以下	m3	10	15,000	150,000			単-11号	
堆積塵芥収集(人力処理) 南那須地区	一般廃棄物 運搬距離L =8.0km以下	m3	10	10,250	102,500			単-12号	
処分費	産業廃棄物	t	10					単-13号	
処分費 南那須地区	一般廃棄物	t	2	13,600	27,200			単-14号	
応急処理工		式	1		3,717,900				
応急処理作業工		式	1		3,717,900				
雑工		式	1		3,717,900			内-1号	

設計内訳書

工事名	R 8 ・ R 9 那珂川上流管内（那珂川）維持管理工事（令和 8 年度）（当 初）					事業区分	河川維持・修繕		
						工事区分	河川維持		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
直接工事費		式	1		36,115,961				
共通仮設費		式	1		2,632,000				
共通仮設費（率計上）		式	1		2,632,000				
純工事費		式	1		38,747,961				
現場管理費		式	1		12,771,000				
工事原価		式	1		51,518,961				
一般管理費等		式	1		9,561,039				
業務委託料		式	1		1,710,000				
工事価格		式	1		62,790,000				
消費税相当額		式	1		6,279,000				
工事費計		式	1		69,069,000				

一式当たり内訳書

第 1号内訳書 雑工

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
普通作業員		人	150	24,786	3,717,900			
合 計					3,717,900			

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一1号	機械除草A	法勾配1:1.9未満 肩掛け式	単位	m2	数量	1	単価	41.16
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
除草		肩掛式(カット径255mm) 無し	m 2	1	41.16	41.16		
計						41.16		
単価						41.16	円/m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一2号	機械除草B	法勾配1:1.9以上 ハンドガト式	単位	m2	数量	1	単価	10.81
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
除草		ハンドガト式(刈幅150cm)	m 2	1	10.81	10.81		
計						10.81		
単価						10.81	円/m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一3号	施肥		単位	m2	数量	1	単価	13.26
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
施肥		全ての費用	m 2	1	13.26	13.26		
計						13.26		
単価						13.26	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一4号	抜根	抜根のみ	単位	m2	数量	1	単価	54.65
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
抜根		抜根のみ	m 2	1	54.65	54.65		
計						54.65		
単価						54.65	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一5号	機械除草A	法勾配1:1.9未満 肩掛け式	単位	m2	数量	1	単価	41.16
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
除草		肩掛式(カット径255mm) 無し	m 2	1	41.16	41.16		
計						41.16		
単価						41.16	円/m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一6号	機械除草B	法勾配1:1.9以上 ハンドカット式	単位	m2	数量	1	単価	10.81
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
除草		ハンドカット式(刈幅150cm)	m 2	1	10.81	10.81		
計						10.81		
単価						10.81	円/m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一7号	人力集草	法勾配1:1.9未満	単位	m2	数量	1	単価	23.78
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
集草		人力	m 2	1	23.78	23.78		
計						23.78		
単価						23.78	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一8号	機械集草	法勾配1:1.9以上 ハットカッパ式	単位	m2	数量	1	単価	10.73
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
集草		ハットカッパ式(集草幅200cm)	m 2	1	10.73	10.73		
計						10.73		
単価						10.73	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一9号	積込・運搬	運搬距離L=6.0km以下	単位	m2	数量	1	単価	19.8
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
積込・荷卸		ダンプトラック(オンロード・ディーゼル・2t積級)(梱包無し)	m 2	1	14.88	14.88		
運搬 (堤防除草)		ダンプトラック(オンロード・ディーゼル・2t積級) 梱包無し 無し 6.0km以下 全ての費用	m 2	1	4.92	4.92		
計						19.8		
単価						19.8	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一10号	散在塵芥処理	運搬距離L=7.5km以下	単位	m2	数量	1	単価	4.75
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
散在塵芥収集		収集・集積・積込み・運搬 無し 7.5km以下 持込 全ての費用	m 2	1	4.75	4.75		
計						4.75		
単価						4.75	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一11号	堆積塵芥収集(機械処理)	産業廃棄物 運搬距離L=46.0km以下	単位	m3	数量	1	単価	15,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
堆積塵芥収集 (機械処理)		収集・集積・積込み・運搬 コンクリート塊等の重量物 無し 46.0km以下 持込 全ての費用	m 3	1	15,000	15,000		
計						15,000		
単価						15,000	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一12号	堆積塵芥収集(人力処理) 南那須地区	一般廃棄物 運搬距離L=8.0km以下	単位	m3	数量	1	単価	10,250
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
堆積塵芥収集 (人力処理)		収集・集積・積込み・運搬 木片・空き缶・枯草等のかさ高物や軽量物 無し 8.0km以下 持込 全ての費用	m 3	1	10,250	10,250		
計						10,250		
単価						10,250	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一13号	処分費	産業廃棄物	単位	t	数量	1	単価	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費 (t)			t	1				
計								
単価							円/t	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一14号	処分費 南那須地区	一般廃棄物	単位	t	数量	1	単価	13,600
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費 (t)			t	1	13,600	13,600		
計						13,600		
単価						13,600	円/t	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
	処分費（ｔ）		単位	t	数量	100	単価	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費(t) 混合廃棄物			t	100				
計								
単価							円／t	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
	処分費（ｔ）		単位	t	数量	100	単価	13,600
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費(t) 一般廃棄物		南那須地区広域行政事務組合保険衛生センター	t	100	13,600	1,360,000		
計						1,360,000		
単価						13,600	円／t	

鏡

1. 工事名

工事名	R 8・R 9 那珂川上流管内（那珂川）維持管理工事（令和 9 年度）
工事地名	那珂川上流出張所管内（那珂川本川）茂木町、那須烏山市、那珂川町、大田原市

2. 工事内容

1) 発注年月	令和 8 年 1 月	1 2) 設 計 年 月	令和 8 年 3 月
2) 事務所名	常陸河川国道事務所 河川管理課	1 3) 機械損料一括補正	0 労務費一括割増 0%
3) 工事番号	2026010002	1 4) 単価適用年月	2026 年 3 月
4) 契約区分	国債（翌債を含む）の分任官	1 5) 歩掛適用年月	2026 年 3 月
5) 変更回数	0 回	1 6) 前請負工事費	0
6) 主 工 種	河川維持工事	1 7) 前請負代金額	0
7) 工 事 量	1 式	1 8) 調 整 区 分	0
8) 工 期	731 日間 自 令和 8 年 4 月 1 日 (当初) 至 令和10年 3 月 31 日 (0 回変更) 至 年 月 日	1 9) 共通仮設費対象額	
9) 施 工 県	栃木県	2 0) 現場管理費対象額	
1 0) 地 区	那須塩原地区	2 1) 一般管理費等対象額	
1 1) 河川・路線	那珂川本川	2 2) 処 分 費 等	
		2 3) 公 告 日	令和 8 年 1 月 27 日
		2 4) 入 札 締 切 日	年 月 日
除草工	1	情報把握業務	1 式
堤防養生工	1		
法面補修工	1		
清掃工	1		
応急処理工	1		

3. 予算科目

1) 予算科目：	2) 目：	3) 目の細分：	4) 事業名：

設計内訳書

工事名	R 8 ・ R 9 那珂川上流管内（那珂川）維持管理工事（令和 9 年度）（当 初）					事業区分	河川維持・修繕		
						工事区分	河川維持		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
河川維持 （令和 9 年度）		式	1		40,346,462				
除草工		式	1		28,485,160				
堤防除草工		式	1		28,485,160				
機械除草 A	法勾配1:1.9未満 肩掛け式	m2	379,000	41.16	15,599,640			単-1号	
機械除草 B	法勾配1:1.9以上 ハットガト式	m2	1,192,000	10.81	12,885,520			単-2号	
堤防養生工		式	1		7,126,202				
芝養生工		式	1		7,126,202				
施肥		m2	27,700	13.26	367,302			単-3号	
抜根	抜根のみ	m2	27,700	54.65	1,513,805			単-4号	
機械除草 A	法勾配1:1.9未満 肩掛け式	m2	55,400	41.16	2,280,264			単-5号	
機械除草 B	法勾配1:1.9以上 ハットガト式	m2	83,800	10.81	905,878			単-6号	
人力集草	法勾配1:1.9未満	m2	27,700	23.78	658,706			単-7号	

設計内訳書

工事名	R 8 ・ R 9 那珂川上流管内（那珂川）維持管理工事（令和 9 年度）（当 初）					事業区分	河川維持・修繕		
						工事区分	河川維持		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
機械集草	法勾配1:1.9以上 ハンド がト式	m2	27,900	10.73	299,367			単-8号	
積込・運搬	運搬距離L=6.0km以下	m2	55,600	19.8	1,100,880			単-9号	
清掃工		式	1		1,017,200				
塵芥処理工		式	1		1,017,200				
散在塵芥処理	運搬距離L=7.5km以下	m2	50,000	4.75	237,500			単-10号	
堆積塵芥収集(機械処理)	産業廃棄物 運搬距離L =46.0km以下	m3	10	15,000	150,000			単-11号	
堆積塵芥収集(人力処理) 南那須地区	一般廃棄物 運搬距離L =8.0km以下	m3	10	10,250	102,500			単-12号	
処分費	産業廃棄物	t	10					単-13号	
処分費 南那須地区	一般廃棄物	t	2	13,600	27,200			単-14号	
応急処理工		式	1		3,717,900				
応急処理作業工		式	1		3,717,900				
雑工		式	1		3,717,900			内-1号	

設計内訳書

工事名	R 8 ・ R 9 那珂川上流管内（那珂川）維持管理工事（令和 9 年度）（当 初）					事業区分	河川維持・修繕		
						工事区分	河川維持		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
直接工事費		式	1		40,346,462				
共通仮設費		式	1		2,917,000				
共通仮設費（率計上）		式	1		2,917,000				
純工事費		式	1		43,263,462				
現場管理費		式	1		14,112,000				
工事原価		式	1		57,375,462				
一般管理費等		式	1		10,514,538				
業務委託料		式	1		1,710,000				
工事価格		式	1		69,600,000				
消費税相当額		式	1		6,960,000				
工事費計		式	1		76,560,000				

一式当たり内訳書

第 1号内訳書 雑工

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
普通作業員		人	150	24,786	3,717,900			
合 計					3,717,900			

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一1号	機械除草A	法勾配1:1.9未満 肩掛け式	単位	m2	数量	1	単価	41.16
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
除草		肩掛式(カット径255mm) 無し	m 2	1	41.16	41.16		
計						41.16		
単価						41.16	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一2号	機械除草B	法勾配1:1.9以上 ハンドガシ式	単位	m2	数量	1	単価	10.81
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
除草		ハンドガシ式(刈幅150cm)	m 2	1	10.81	10.81		
計						10.81		
単価						10.81	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一3号	施肥		単位	m2	数量	1	単価	13.26
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
施肥		全ての費用	m 2	1	13.26	13.26		
計						13.26		
単価						13.26	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一4号	抜根	抜根のみ	単位	m2	数量	1	単価	54.65
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
抜根		抜根のみ	m 2	1	54.65	54.65		
計						54.65		
単価						54.65	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一5号	機械除草A	法勾配1:1.9未満 肩掛け式	単位	m2	数量	1	単価	41.16
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
除草		肩掛式(カット径255mm) 無し	m 2	1	41.16	41.16		
計						41.16		
単価						41.16	円/m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一6号	機械除草B	法勾配1:1.9以上 ハンドカット式	単位	m2	数量	1	単価	10.81
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
除草		ハンドカット式(刈幅150cm)	m 2	1	10.81	10.81		
計						10.81		
単価						10.81	円/m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一7号	人力集草	法勾配1:1.9未満	単位	m2	数量	1	単価	23.78
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
集草		人力	m 2	1	23.78	23.78		
計						23.78		
単価						23.78	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一8号	機械集草	法勾配1:1.9以上 ハットカッパ式	単位	m2	数量	1	単価	10.73
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
集草		ハットカッパ式(集草幅200cm)	m 2	1	10.73	10.73		
計						10.73		
単価						10.73	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一9号	積込・運搬	運搬距離L=6.0km以下	単位	m2	数量	1	単価	19.8
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
積込・荷卸		ダンプトラック(オンロード・ディーゼル・2t積級)(梱包無し)	m 2	1	14.88	14.88		
運搬 (堤防除草)		ダンプトラック(オンロード・ディーゼル・2t積級) 梱包無し 無し 6.0km以下 全ての費用	m 2	1	4.92	4.92		
計						19.8		
単価						19.8	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一10号	散在塵芥処理	運搬距離L=7.5km以下	単位	m2	数量	1	単価	4.75
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
散在塵芥収集		収集・集積・積込み・運搬 無し 7.5km以下 持込 全ての費用	m 2	1	4.75	4.75		
計						4.75		
単価						4.75	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一11号	堆積塵芥収集(機械処理)	産業廃棄物 運搬距離L=46.0km以下	単位	m3	数量	1	単価	15,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
堆積塵芥収集 (機械処理)		収集・集積・積込み・運搬 コンクリート塊等の重量物 無し 46.0km以下 持込 全ての費用	m 3	1	15,000	15,000		
計						15,000		
単価						15,000	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一12号	堆積塵芥収集(人力処理) 南那須地区	一般廃棄物 運搬距離L=8.0km以下	単位	m3	数量	1	単価	10,250
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
堆積塵芥収集 (人力処理)		収集・集積・積込み・運搬 木片・空き缶・枯草等のかさ高物や軽量物 無し 8.0km以下 持込 全ての費用	m 3	1	10,250	10,250		
計						10,250		
単価						10,250	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一13号	処分費	産業廃棄物	単位	t	数量	1	単価	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費 (t)			t	1				
計								
単価							円/t	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一14号	処分費 南那須地区	一般廃棄物	単位	t	数量	1	単価	13,600
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費 (t)			t	1	13,600	13,600		
計						13,600		
単価						13,600	円/t	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
	処分費（t）		単位	t	数量	100	単価	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費(t) 混合廃棄物			t	100				
計								
単価							円／t	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
	処分費（t）		単位	t	数量	100	単価	13,600
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費(t) 一般廃棄物		南那須地区広域行政事務組合保険衛生センター	t	100	13,600	1,360,000		
計						1,360,000		
単価						13,600	円／t	

(土木工事、鋼橋工場製作工事)

R 8・R 9 那珂川上流管内(那珂川)維持管理工事

【2ヵ年国債維持工費用】

(当 初) 請負工事費計算書

	合計		令和8年度		令和9年度
(1) 直接工事費	76,462,423	=	36,115,961	+	40,346,462
(2) 共通仮設費	5,549,000	=	2,632,000	+	2,917,000
(3) 純工事費	82,011,423	=	38,747,961	+	43,263,462
(1)+(2)					
(4) 現場管理費	26,883,000	=	12,771,000	+	14,112,000
(5) 中止期間中の現場維持等の費用	0	=	0	+	0
(6) 工事原価	108,894,423	=	51,518,961	+	57,375,462
(3)+(4)+(5)+(18)					
(7') 一般管理費等(計上額)	20,075,577	=	9,561,039	+	10,514,538
(8') その他費目計	0	=	0	+	0
(9) 業務委託料等	3,420,000	=	1,710,000	+	1,710,000
(10) 工事価格	132,390,000	=	62,790,000	+	69,600,000
(6)+(7')+(8')+(9) (万円未満切り捨て)					
(11) 消費税相当額	13,239,000	=	6,279,000	+	6,960,000
(12) 請負工事価格	145,629,000	=	69,069,000	+	76,560,000
(10)+(11)					
(13) 入札書比較価格	132,390,000	=	62,790,000	+	69,600,000
(請負工事費の 100 / 110)					
(14) 調査基準価格	131,758,000	=	62,458,000	+	69,300,000
(15) 調査基準価格の 100 / 110	119,780,000	=	56,780,000	+	63,000,000
(万円未満切り捨て)					

	合計		令和8年度		令和9年度
(16) 工場製作純工事費	0	=	0	+	0
(17) 工場管理費	0	=	0	+	0
(18) 工場製作原価	0	=	0	+	0
(16)+(17)					

	合計		令和8年度		令和9年度
((7) 一般管理費等(計算額))	20,089,730	=	9,567,071	+	10,522,659

共通仮設費

主たる工種							
単独（追加工事）：河川維持工事				合算工事：0			
対象工事費	36,115,961	直接工事費	36,115,961	準備費	0	事業損失	0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）		現工事	0	合算工事	0
非対象額計（一）		0					
管理費区分1		0		（橋梁、PC桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分2、7		0		（工場原価）			
管理費区分5		0		（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9		0		（間接費非対象額）			
管理費区分T		0		（全処分費等のうち3％または3000万円を超える額）			
対象額 支給品（＋）		0					
無償貸付機械評価額（＋）		0					
共通仮設費対象額							
単独（追加工事）		36,115,961		現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く共通仮設費対象額					0		0
共通仮設費（率分）							
率（補正前）		7.29	%		0	%	
施工地域等補正		0	%	ICT施工補正	1		
率（補正後）		7.29	%				
計上額		2,632,000			0		0
比較結果							
当該追加工事		A					
	0	0				調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	0	直接工事費	36,115,961		
非対象額計（一）					
管理費区分1	0	（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分2，7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T		（直接工事費に含まれる処分費等）			
対象額 支給品（+）	0				
無償貸付機械評価額（+）	0				
現場環境改善費対象額（P i）					
単独（追加工事）	0	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	0 %		0 %		0 %
施工地域等補正	市街地以外				
率（補正後）	0 %				
計上額	0		0		0
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	0				
運搬費	0	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	0
営繕費	0	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					2,632,000

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	38,747,961	単独（追加工事）直接工事費	36,115,961	単独（追加工事）共通仮設費	2,632,000
非対象額計（－）	0				
管理費区分2，7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（全処分費等のうち3％または3000万円を超える額）			
対象額　支　給　品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	38,747,961	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く			0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	32　　％		0　　％		0　　％
施工地域等補正	0　　％				
施工時期補正	0　　％	熱中症補正	0　　％	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0　　％				
砂防・地すべり補正	0　　％		0　　％		
率（補正後）	32.96　％（32　　％ × 週休1.03）		0　　％		
計上額	12,771,000		0		0
			4,006,002（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）		
比較結果　当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

一般管理費等（当初）

事務所名	常陸河川国道事務所 河川管理課	工事番号	2026010002	第 0 回変更
発注年月	令和08年01月	契約区分	国債（翌債を含む）の分任官	主工種
			河川維持工事	

工事原価	51,518,961				
純工事費	38,747,961	現場管理費	12,771,000	工期延長等に伴う現場維持費	0
非対象額計（一）	0				
管理費区分9	0	（支給品を除く間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（全処分費等のうち3％または3000万円を超える額）			
一般管理費等対象工事原価					
単独（追加工事）	51,518,961	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く					
一般管理費等対象工事原価		現工事	0	合算工事	0
（調整工事入力で使用）					
前払金支出割合による補正係数	1	現工事			
財団法人等による補正係数	1				
契約保証に係る一般管理費対象工事原価	51,518,961				
契約保証に係る補正值	0.04 %				
一般管理費率					
単独（追加工事）	18.53 %	現工事	0 %	合算工事	0 %
一般管理費	9,561,039				
業務委託料等	1,710,000				
調査基準価格	60,929,000				
調査基準価格の100/110	55,390,000	（ 88.21 %）			

業務委託料等（当初）

事務所名	常陸河川国道事務所 河川管理課	工事番号	2026010002	第 0 回変更	
発注年月	令和08年01月	契約区分	国債（翌債を含む）の分任官	主工種	河川維持工事

業務委託料	1,710,000
-------	-----------

共通仮設費

主たる工種							
単独（追加工事）： 河川維持工事				合算工事： 0			
対象工事費	40,346,462	直接工事費	40,346,462	準備費	0	事業損失	0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）		現工事	0	合算工事	0
非対象額計（一）		0					
管理費区分1		0		（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分2， 7		0		（工場原価）			
管理費区分5		0		（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9		0		（間接費非対象額）			
管理費区分T		0		（全処分費等のうち3 %または3 0 0 0 万円を超える額）			
対象額 支 給 品（＋）		0					
無償貸付機械評価額（＋）		0					
共通仮設費対象額							
単独（追加工事）		40,346,462		現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く共通仮設費対象額					0		0
共通仮設費（率分）							
率（補正前）		7.23 %		0 %			
施工地域等補正		0 %		ICT施工補正		1	
率（補正後）		7.23 %					
計上額		2,917,000		0		0	
比較結果	当該追加工事	A					
	0	0				調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	0	直接工事費	40,346,462		
非対象額計（一）					
管理費区分 1	0	（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分 2， 7	0	（工場原価）			
管理費区分 5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分 9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分 T		（直接工事費に含まれる処分費等）			
対象額 支 給 品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（P i）					
単独（追加工事）	0	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	0 %		0 %		0 %
施工地域等補正		市街地以外			
率（補正後）	0 %				
計上額	0		0		0
比較結果					
当該追加工事	A			調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	0				
運搬費	0	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	0
営繕費	0	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					2,917,000

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	43,263,462	単独（追加工事）直接工事費	40,346,462	単独（追加工事）共通仮設費	2,917,000
非対象額計（－）	0				
管理費区分2，7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（全処分費等のうち3％または3000万円を超える額）			
対象額　支　給　品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	43,263,462	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く			0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	31.67　％		0　％		0　％
施工地域等補正	0　％				
施工時期補正	0　％	熱中症補正	0　％	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0　％				
砂防・地すべり補正	0　％		0　％		
率（補正後）	32.62　％（31.67％ × 週休1.03）		0　％		
計上額	14,112,000		0		0
			4,440,480（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）		
比較結果　当該追加工事	A				
	0	0		調整工事計上額	0

一般管理費等（当初）

事務所名	常陸河川国道事務所 河川管理課	工事番号	2026010002	第 0 回変更
発注年月	令和08年01月	契約区分	国債（翌債を含む）の分任官	主工種
			河川維持工事	

工事原価	57,375,462				
純工事費	43,263,462	現場管理費	14,112,000	工期延長等に伴う現場維持費	0
非対象額計（一）	0				
管理費区分9	0	（支給品を除く間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（全処分費等のうち3％または3000万円を超える額）			
一般管理費等対象工事原価					
単独（追加工事）	57,375,462	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く					
一般管理費等対象工事原価		現工事	0	合算工事	0
（調整工事入力で使用）					
前払金支出割合による補正係数	1	現工事			
財団法人等による補正係数	1				
契約保証に係る一般管理費対象工事原価	57,375,462				
契約保証に係る補正值	0.04 %				
一般管理費率					
単独（追加工事）	18.3 %	現工事	0 %	合算工事	0 %
一般管理費	10,514,538				
業務委託料等	1,710,000				
調査基準価格	67,771,000				
調査基準価格の100/110	61,610,000	（ 88.52 %）			

業務委託料等（当初）

事務所名	常陸河川国道事務所 河川管理課	工事番号	2026010002	第 0 回変更	
発注年月	令和08年01月	契約区分	国債（翌債を含む）の分任官	主工種	河川維持工事

業務委託料	1,710,000
-------	-----------

工 事 数 量 総 括 表

工 事 名 R 8 ・ R 9 那珂川上流管内（那珂川）維持管理工事（令和 8 年度）

国土交通省 関東地方整備局
常陸河川国道事務所 河川管理課

工事数量総括表

工事名	R 8 ・ R 9 那珂川上流管内（那珂川）維持管理工事（令和 8 年度）（ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
河川維持 （令和 8 年度）		式		1		
除草工		式		1		
堤防除草工		式		1		
機械除草 A	法勾配1:1.9未満 肩掛け式	m2		379,000		
機械除草 B	法勾配1:1.9以上 ハトガイト式	m2		1,162,000		
堤防養生工		式		1		
芝養生工		式		1		
施肥		m2		6,500		
抜根	抜根のみ	m2		6,500		
機械除草 A	法勾配1:1.9未満 肩掛け式	m2		12,900		
機械除草 B	法勾配1:1.9以上 ハトガイト式	m2		93,600		

工事数量総括表

工事名	R 8・R 9 那珂川上流管内（那珂川）維持管理工事（令和 8 年度）（ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
人力集草	法勾配1:1.9未満	m2		6,500		
機械集草	法勾配1:1.9以上 ハットガイト式	m2		31,200		
積込・運搬	運搬距離L=6.0km以下	m2		37,700		
清掃工		式		1		
塵芥処理工		式		1		
散在塵芥処理	運搬距離L=7.5km以下	m2		50,000		
堆積塵芥収集(機械処理)	産業廃棄物 運搬距離L=46.0km以下	m3		10		
堆積塵芥収集(人力処理) 南那須地区	一般廃棄物 運搬距離L=8.0km以下	m3		10		
処分費	産業廃棄物	t		10		
処分費 南那須地区	一般廃棄物	t		2		
応急処理工		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 ・ R 9 那珂川上流管内（那珂川）維持管理工事（令和 8 年度）（ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
応急処理事業工		式		1		
雑工		式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費（率計上）		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
業務委託料		式		1		
工事価格		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 ・ R 9 那珂川上流管内（那珂川）維持管理工事（令和 8 年度）						（ 当 初 ）
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要	
消費税相当額		式		1			
工事費計		式		1			

工 事 数 量 総 括 表

工 事 名 R 8 ・ R 9 那珂川上流管内（那珂川）維持管理工事（令和 9 年度）

国土交通省 関東地方整備局
常陸河川国道事務所 河川管理課

工事数量総括表

工事名	R 8 ・ R 9 那珂川上流管内（那珂川）維持管理工事（令和 9 年度）（ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
河川維持 （令和 9 年度）		式		1		
除草工		式		1		
堤防除草工		式		1		
機械除草 A	法勾配1:1.9未満 肩掛け式	m2		379,000		
機械除草 B	法勾配1:1.9以上 ハトガイト式	m2		1,192,000		
堤防養生工		式		1		
芝養生工		式		1		
施肥		m2		27,700		
抜根	抜根のみ	m2		27,700		
機械除草 A	法勾配1:1.9未満 肩掛け式	m2		55,400		
機械除草 B	法勾配1:1.9以上 ハトガイト式	m2		83,800		

工事数量総括表

工事名	R 8・R 9 那珂川上流管内（那珂川）維持管理工事（令和 9 年度）（ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
人力集草	法勾配1:1.9未満	m2		27,700		
機械集草	法勾配1:1.9以上 ハットガイト式	m2		27,900		
積込・運搬	運搬距離L=6.0km以下	m2		55,600		
清掃工		式		1		
塵芥処理工		式		1		
散在塵芥処理	運搬距離L=7.5km以下	m2		50,000		
堆積塵芥収集(機械処理)	産業廃棄物 運搬距離L=46.0km以下	m3		10		
堆積塵芥収集(人力処理) 南那須地区	一般廃棄物 運搬距離L=8.0km以下	m3		10		
処分費	産業廃棄物	t		10		
処分費 南那須地区	一般廃棄物	t		2		
応急処理工		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 ・ R 9 那珂川上流管内（那珂川）維持管理工事（令和 9 年度）（ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
応急処理事業工		式		1		
雑工		式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費（率計上）		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
業務委託料		式		1		
工事価格		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 ・ R 9 那珂川上流管内（那珂川）維持管理工事（令和 9 年度）（ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

数 量 総 括 表

業 務 名 R 8 ・ R 9 那珂川上流管内（那珂川）維持管理工事
 （状況把握業務）（令和 8 年度）

常陸河川国道事務所 河川管理課

数量総括表

業務名	R 8・R 9 那珂川上流管内（那珂川）維持管理工事 （状況把握業務）（令和 8 年度）				業 種 項 目	発注者支援業務等 状況把握業務（令和 8 年度）
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	摘要
状況把握業務（令和 8 年度）		式		1		
状況把握		式		1		
業務打合せ		式		1		
業務打合せ		式		1		
実施訓練		式		1		
実施訓練		式		1		
状況把握		式		1		
状況把握（A）時間帯	5～2 2 時までの当初の 8 時間	時間		16		
状況把握（B）時間帯	5～2 2 時までの間で、8 時間を超え 1 2 時間までの超勤	時間		4		
状況把握（C）時間帯	2 2～5 時までの当初の 8 時間	時間		4		
状況把握（D）時間帯	2 2～5 時までの間で、8 時間を超え 1 2 時間までの超勤	時間		4		

数量総括表

業務名	R 8・R 9 那珂川上流管内（那珂川）維持管理工事 （状況把握業務）（令和8年度）				業 種 項 目	発注者支援業務等 直接経費
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	摘要
直接経費		式		1		
直接経費		式		1		
現場経費		式		1		
現場経費		式		1		
直接原価（その他原価除く）		式		1		
その他原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
業務価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
業務委託料		式		1		

数 量 総 括 表

業 務 名 R 8 ・ R 9 那珂川上流管内（那珂川）維持管理工事
 （状況把握業務）（令和 9 年度）

常陸河川国道事務所 河川管理課

数量総括表

業務名	R 8・R 9 那珂川上流管内（那珂川）維持管理工事 （状況把握業務）（令和 9 年度）				業 種 項 目	発注者支援業務等 状況把握業務（令和 9 年度）
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	摘要
状況把握業務（令和 9 年度）		式		1		
状況把握		式		1		
業務打合せ		式		1		
業務打合せ		式		1		
実施訓練		式		1		
実施訓練		式		1		
状況把握		式		1		
状況把握（A）時間帯	5～2 2 時までの当初の 8 時間	時間		16		
状況把握（B）時間帯	5～2 2 時までの間で、8 時間を超え 1 2 時間までの超勤	時間		4		
状況把握（C）時間帯	2 2～5 時までの当初の 8 時間	時間		4		
状況把握（D）時間帯	2 2～5 時までの間で、8 時間を超え 1 2 時間までの超勤	時間		4		

数量総括表

業務名	R 8 ・ R 9 那珂川上流管内（那珂川）維持管理工事 （状況把握業務）（令和9年度）				業 種 項 目	発注者支援業務等 直接経費
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	摘要
直接経費		式		1		
直接経費		式		1		
現場経費		式		1		
現場経費		式		1		
直接原価（その他原価除く）		式		1		
その他原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
業務価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
業務委託料		式		1		

R 8 ・ R 9 那珂川上流管内（那珂川）
維持管理工事

特記仕様書

令和 8 年 1 月

第 1 章 総 則

第 1 条 適 用

1. この特記仕様書は、関東地方整備局 土木工事共通仕様書（令和 7 年度版）（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
3. この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下 URL よりダウンロードするものとする。
URL <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html>
4. 本特記仕様書第 6 章は、出水時及び地震発生後の「状況把握業務」（以下「業務」という。）に適用する。
5. 本工事における「条件明示」については、別紙－ 1 「明示項目および明示事項」に記載のとおりとする。

第 2 条 主任技術者等

本工事の主任技術者又は監理技術者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記載した配置予定の技術者でなければならない。

なお、下記に該当する場合で監督職員と協議のうえ認められた者以外は、原則、当該技術者を変更することはできないものとする。

- ①傷病により職務の遂行が出来ないと判断された場合
- ②死亡した場合
- ③退職した場合
- ④真にやむを得ない理由により転勤となる場合
- ⑤発注者の責により工期延期となる場合

⑥契約日から令和 9 年 3 月 31 日まで当該技術者が連続して従事した場合。ただし、変更予定技術者が、令和 9 年 3 月 1 日以前の日より本工事に従事している場合に限り変更を可能とする。

第 3 条 主任技術者等の専任期間

1. 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。
2. 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。
3. 主任技術者又は監理技術者が技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れる場合は、適切な施工ができる体制を確保したうえで、監督職員の承諾を得るものとする。

第4条 専任特例2号の場合の監理技術者の配置

1. 本工事において、建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者の配置を行う場合は以下の(1)～(9)の要件を全て満たさなければならない。
 - (1) 建設業法第26条第3項第2号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
 - (2) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - (3) 監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - (4) 同一の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までとする。
（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなす）
 - (5) 監理技術者が兼務できる工事は栃木県内の工事でなければならない。
 - (6) 監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
 - (7) 監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
 - (8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
 - (9) 監理技術者が兼務できる工事は維持工事以外の工事でなければならない。（※「維持工事」とは通年維持工事等（24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事）をいう。）
2. 現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とすること。」とされていることから、施工体制に留意すること。
3. 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。
 - 1) 監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者の合格証の写しなど）
 - 2) 監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類（監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料（いずれも写し可））
 - 3) 監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類（CORINSの写し）
4. 本工事の監理技術者が監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事となった場合、第1項(5)～(8)について施工計画書へ記載し、提出すること。

5. 本工事において、監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ（CORINS）への登録・修正を適切に行うこと。

第5条 コリンズ（CORINS）への登録

1. 工事カルテの作成、登録については、土木工事共通仕様書「1-1-1-6 コリンズ（CORINS）への登録」によるものとする。
2. 受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不誠実な行為（一括下請負等）が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。

第6条 コリンズ（CORINS）への位置情報の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-6 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系（JGD2011）に準拠する。

起点 栃木県芳賀郡茂木町飯野

緯度 36° 33′ 42″ 経度 140° 14′ 34″

終点 栃木県那須郡那珂川町小砂

緯度 36° 47′ 5″ 経度 140° 8′ 2″

第7条 コリンズへの工事概要の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-6 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にすること。

記載例)

本工事は、那珂川上流出張所管内のうち、那珂川本川の維持管理工事及び状況把握業務を行うものである。

工事概算数量は除草工約 310 万 m²、堤防養生工 1 式、清掃工 1 式、応急処理工 1 式（雑工 300 人）、状況把握 1 式を予定している。

第8条 施工体制台帳

工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に、工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者（工事成績優秀企業に認定された下請負を含む）は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線（黄色もしくは橙色の帯線でも可）を名札上部に印刷することが出来るものとする。

監理（主任）技術者	
写真 2cm×3cm 程度	氏名 ○○ ○○
	工事名 ○○改良工事
	工期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日
	会社 ◇◇建設株式会社
	印

2006年度
優
国土交通省
工務試験等
の功労者表彰

注意 1）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。
注意 2）所属会社の写真とする。

第9条 調査・試験に対する協力（低入札価格調査制度調査対象工事について）

1. 契約担当官等が工事の中間において技術検査の必要を認めた場合は、速やかに監督職員の指示に従い、検査を受けなければならない。なお、検査は工事請負契約書及び共通仕様書に適用する条項に準じて行うものとする。
 2. 予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は「低入札価格調査制度調査対象工事に係る監督体制の強化」の追加として下記の調査に協力しなければならない。
 - (1) 受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては共通費実態調査票）の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。
 - (2) 受注者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては共通費実態調査票）の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。
 - (3) 工事コスト調査（調査結果でも可）に係る資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又は常陸河川国道事務所のホームページにより公表する。
 - (4) 低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。
- なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了した後に、工事成績評点を通知する。

公表資料は以下のとおり。

資料名	内 訳
低価格施工の理由	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表－１	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－２	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－３	元請の手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表－４	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表－５	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表－６	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表－７	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表－８	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
元請、下請の工事費内訳	元請、下請の工事費内訳

第１０条 低入札契約におけるモニターカメラの設置

本工事は、予算決算及び会計令第８５条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、工事の監督補助としてモニターカメラの設置を行う対象工事とする。
 なお、モニターカメラの設置費用については、発注者の負担によるものとする。

第１１条 工事書類の作成

- 工事書類の作成にあたっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル（令和７年３月）」に基づき実施するものとする。
- 工事書類の作成にあたっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和７年３月）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。
- 「工事関係書類一覧表」（別紙様式－１５）により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。
 また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする
- 電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第１２条 設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和元年９月」によるものとする。

第１３条 情報共有システムの活用

- 本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」（令和７年３月版）に基づき実施すること。

2. 受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。
 - ・ 工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev5.6）令和6年3月版 国土交通省（国土技術政策総合研究所）
 3. 監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。
 4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
 - ①情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
 - ②サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
 - ③②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨
 5. 受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。
- （注）「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」又は「工事施行中における受発注者間の情報共有システム機能要件」が改定されている場合には、直近のものを記載すること。

第14条 設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。

「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針」

（<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>）によるものとする。

第15条 契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

- ①本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。
- ②受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第16条 設計変更等

設計変更等については、契約書第18条から第25条及び共通仕様書共通編1-1-1-15から1-1-1-16に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和7年3月」によることとする。

第17条 スライド条項

工事請負契約書第26条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が不適当となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不適当となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第18条 施工管理

1. 本工事の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値（令和6年3月改定）によるものとする。なお、この管理基準により難しい場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。
2. 本工事の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和6年3月改定）によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。

第19条 デジタル工事写真の黒板情報電子化について

デジタル工事写真の黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

工事では、以下の1. から4. の全てを実施することとする。

1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和7年度版）（以下、写真管理基準）「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。

また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア，（一社）施工管理ソフトウェア産業協会，〈<https://www.jcomsia.org/kokuban>〉。

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

2. デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、同条 1. の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3. 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準（以下、デジタル写真管理情報基準）に準ずるが、同条 2. に示す小黑板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4. 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条 2. に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。

なお納品時に、受注者は URL（http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したのもでもよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会
〈<https://www.jcomsia.org/kokuban>〉。

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。なお、デジタル工事写真の小黑板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第 20 条 現場環境改善（快適トイレの設置）

1. 内 容

受注者は快適トイレの設置について、監督職員と協議することとする。快適トイレを設置する場合は、受注者は現場に以下の（１）～（１１）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

（１２）～（１７）については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- （１）洋式（洋風）便器
- （２）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- （３）臭い逆流防止機能
- （４）容易に開かない施錠機能
- （５）照明設備
- （６）衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を 5 kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

- （７）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- （８）周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- （９）サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- （１０）鏡と手洗器
- （１１）便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- （１２）室内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）
- （１３）擬音装置（機能を含む）
- （１４）着替え台
- （１５）臭気対策機能の多重化
- （１６）室内温度の調整が可能な設備
- （１７）小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

２．快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記 １ の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】（１）～（６）及び【付属品として備えるもの】（７）～（１１）の費用については、従来品相当を差し引いた後、5 1,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基／工事（施工箇所）※までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2 基／工事（施工箇所）より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、監督職員と協議するものとする。

※「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事や施工延長が長いなどのトイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所で計上できるものとする。

3. その他

快適トイレを設置しない場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第21条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事故の防止を図らなければならない。

なお、令和7年度における重点的安全対策項目は以下の7項目である。

- I. 架空線等上空施設の損傷事故防止
- II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止
- III. 資機材等の下敷きによる人身事故防止
- IV. 足場・法面等からの墜落事故防止
- V. 地下埋設物の損傷事故防止
- VI. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害
- VII. 事故防止

2. 受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。

- ①労働安全衛生法第19条の2に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育
- ②労働安全衛生法第60条の2に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
- ③厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育

3. 工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の方法の概要及び工事等を行なう場合における道路交通に対する措置について「道路工事保安施設設置基準（令和元年5月）」に基づき監督職員へ確認を行うものとする。

4. 工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。

5. 工事期間中は、夜間における安全確保のため保安要員を巡回させ、道路灯、バリケード等保安施設の保安点検を行うものとする。

第22条 熱中症対策に資する現場管理費の補正

1. 本工事は、夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である

2. 真夏日の考え方は下記のとおりである。

（1）真夏日の定義

日最高気温が30度（℃）以上の日を指す。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30度（℃）以上の場合とする。

（２）試行にあたっての真夏日の計上の考え方

下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。

①環境省が公表している暑さ指数（WBGT）が日最高25度（℃）以上の場合。

施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）が25度（℃）以上となる日を、真夏日とみなす。

②気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が30度（℃）以上の場合

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が30度（℃）以上の日を、真夏日とする。

③夜間工事については、作業時間帯の最高気温が30度（℃）以上の場合。

施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が30度（℃）以上、又はWBGTが25度（℃）以上の場合、真夏日とする。

なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としては計上しない。
上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

（３）工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

（４）基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。

当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。

なお、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。

（５）真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

・真夏日率 ＝ 基準日から工期末までの真夏日 ÷ 工期

（６）現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

・補正値（％） ＝ 真夏日率 × 補正係数※

※ 真夏日補正係数： 1. 2

第23条 安全管理推進技術者等認定について

1. 概要

関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下、「直轄工事」という）において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」（以下、「認定技術者」という）として認定する

2. 認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

- ・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。
- ・直轄工事にて、認定技術者として過去5回認定された者については、「優安全管理推進技術者」（以下、「優秀認定技術者」という）として認定する。

3. 認定技術者の認証

- ・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」という）を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等に使用（印刷、シール）することができる。
- ・紛失等による認定書の再発行は行わない。
- ・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。

4. 認定技術者の認証期間

認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

5. 不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成後、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

第24条 架空線等事故防止対策

1. 施工に先立ち本工事区間に近接する架空線等上空施設については、貸与された資料等を確認のうえ、詳細については、現地で確認するものとする。
 2. 現地調査等により確認された架空線等上空施設については、種類、位置（場所、高さ等）及び管理者等を取りまとめ、監督職員に報告するものとする。
- また、その防護等の処置方法を含めた取り扱い方法等について、施工計画書に明示し監督職員に提出するものとする。
3. 架空線等上空施設が工事現場内等にある場合は、関係法令並びに、「公衆災害防止マニュアル（河川部運用案）【架空線等上空施設編】（平成28年12月関東地方整備局 河川部）」等を参考とし、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。

なお、本マニュアルは関東地方整備局 HP＞河川＞技術情報に掲載している。

(<http://www.ktr.mlit.go.jp/river/gijyutu/inDex00000000.html>)

第 25 条 特定調達品目の調達実績の調査

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目（以下、「特定調達品目」という）の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後（工期が令和 7 年度以降に及ぶものは、監督職員の指示する日まで）に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

第 26 条 環境対策（建設機械の使用）

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和 62 年 3 月 30 日建設省経機第 58 号）に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第 27 条 過積載による違法運行の防止対策

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

1. 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
3. 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずると。
5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
6. 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第 28 条 工期

工期は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までとする。

第 29 条 工事工程クリティカルパスの共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

- ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
- ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第30条 週休2日交替制適用工事（完全週休2日（受注者希望方式））

1. 本工事は、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保に取り組む「週休2日交替制適用工事」の試行工事である。

受注者は、工事契約後、完全週休2日交替制の取組を希望するか判断の上、発注者に協議するものとし、希望しない場合は月単位の週休2日交替制に取組むものとする

2. 週休2日の考え方は下記のとおりである。

1) 週休2日

①完全週休2日交替制

対象期間内の全ての週において、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（2日/7日）以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。

②月単位の週休2日交替制

対象期間内の全ての月において、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8日/28日）以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。

2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

※年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間については、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日日数が確保されていること。

また、工事着手後、受注者の責によらず週休2日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。

3. 天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を活用する場合は、1週40時間または1日8時間を超える労働時間を設定した月は、週休2日工事の対象期間外とする。また1年単位の変形労働時間制の活用について施工計画書に反映し、労働基準監督署へ提出した下記の資料を提出すること。

- ・ 1年単位の変形労働時間制を活用する労働者とその使用者が締結した労使協定
- ・ 変更した就業規則

4. 技術者及び技能労働者の休日の確認方法等

受注者は、技術者及び技能労働者の休日を確保するための施工体制の内容や休日確保状況を証明する方法を具体的に明示した施工計画書を提出のうえ、工事着手前に監督職員と協議するものとする。

5. 施工計画書に基づき、受発注者間で休日確保状況を確認するものとし、受注者側の週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、週休2日が確保できるよう改善に取り組むものとする。
6. 工事完了後、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督職員に提出するものとする。
7. アンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。
8. 明らかに受注者側に月単位の週休2日交替制に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。
9. 週休2日に掛かる費用については、当初予定価格から完全週休2日交替制を達成した場合の補正係数を労務費、市場単価、土木工事標準単価、現場管理費率に乗じているが、休日率の達成状況を確認後、完全週休2日交替制が未達成の場合は、月単位の週休2日交替制の補正係数に変更する。月単位の週休2日交替制が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

完全週休2日交替制の取組を希望しない場合は、月単位の週休2日交替制の補正係数に変更する。また、休日率の達成状況を確認後、月単位の週休2日交替制が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

第31条 新技術の定義

1. 本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。
2. 新技術の定義
新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。
 - ①技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術
 - ②公共工事等において実用段階に達している技術
 - ③当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術
 - ④実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術

3. 対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

- 1) 新技術情報提供システム（NETIS）登録技術 URL <http://www.netis.mlit.go.jp>
- 2) NETIS のテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術
- 3) 新技術導入促進（Ⅱ）型により活用する技術
- 4) 新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「標準化推進技術」「普及促進技術」のいずれかに該当するものとする。

なお、NETIS 掲載期間終了技術は対象外とする。

第 3 2 条 工事支障物件

地上・地下等に工事支障物件が存在した場合には、処理方法及び範囲について監督職員と協議するものとする。

第 3 3 条 新技術の活用（施工者選定型）

1. 本工事は、施工者が原則 1 技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。
2. 本工事において、第 3 1 条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す 1) ～ 4) の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術が NETIS 登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。
3. 受注者は、選定した新技術が第 3 1 条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す 1) ～ 4) のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。
4. 当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない
5. 受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたり NETIS 申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。なお、試行調査に係る費用は NETIS 申請者が負担する。
6. 試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS 申請者の負担とする。
7. 受注者は、活用する新技術が情報種別記号「－V E」以外の NETIS 登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム (NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする
8. 受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第 3 4 条 建設現場における遠隔臨場の実施

1. 建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）と Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。

なお、遠隔臨場の実施にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）R5.3」を参考に実施するものとする。

URL <https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf>

2. 遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

3. 実施内容

(1) 段階確認・材料確認、立会での確認

①受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものとする。

②確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用する PC にて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に登録して保管する。（従来の立会資料の管理と同様とする。）

(2) 動画撮影

動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわゆる「歩きスマホ」（カメラを手持って歩きながら撮影）での撮影はしないこと。

動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮するものとする。

(3) 機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

なお、配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報共有システム（ASP）」、「Web 会議システム（teams、zoom 等）」等、何れのシステムを利用してもよい。

(4) 遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行うものとする。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とる。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

(5) フォローアップ調査

工事完了時に別紙様式-19を監督職員へ提出するものとする。

また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示によるものとする。

(6) 費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事实施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上するものとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上するものとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とするものとする。

(7) 不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和5年3月3日（国不建第578号）」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

【通信環境整備を発注者負担で行う場合】

遠隔臨場の実施にかかる通信環境整備は、発注者の費用負担にて行うものとする

なお、通信環境整備に関する詳細は、監督職員と協議を行うものとする。

【通信環境が不良と想定される場合】

遠隔臨場の実施にあたり、現場の通信環境が不良と確認された場合は、対応策を検討の上、監督職員と協議を行うものとする。

第35条 契約後V E方式の定義

「V E提案」とは、契約書第19条の2の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。

第36条 V E提案の意義及び範囲

1. 受注者がV E提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。
2. 以下の提案は、V E提案の範囲に含まないものとする。
 - (1) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。
 - (2) 契約書第18条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案
 - (3) 提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。

第37条 V E提案書の提出

1. 受注者は、前項のV E提案を行う場合は、次に掲げる事項をV E提案書（別紙様式ー01～04）に記載し、発注者に提出しなければならない。
 - (1) 設計図書に定める内容とV E提案の内容の対比及び提案理由
 - (2) V E提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
 - (3) V E提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
 - (4) 発注者が別途発注する関連工事との関係
 - (5) 工業所有権等の排他的権利を含むV E提案である場合、その取扱いに関する事項
 - (6) その他V E提案が採用された場合に留意すべき事項

2. 発注者は、提出されたV E 提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
3. 受注者は、前項のV E 提案を契約の締結日より、当該V E 提案に係る部分の施工に着手する35日前までに、発注者に提出できるものとする。
4. V E 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

第38条 V E 提案の審査

提出されたV E 提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、V E 提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。

第39条 V E 提案の採否

V E 提案の採否について、原則として、V E 提案の受領後14日以内に書面(別紙様式一〇五)により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、V E 提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

第40条 V E 提案を採用した場合の設計変更等について

1. V E 提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。
2. 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。
3. 前項の変更を行う場合においては、V E 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額(以下「V E 管理費」という。)を削減しないものとする。
4. V E 提案を採用した後、契約書第18条の条件変更が生じた場合、発注者がV E 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、V E 管理費については、原則として変更しないものとする。

第41条 V E 提案の活用と保護

評定の結果、当該V E 提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。

第42条 契約後V E 方式の責任の所在

発注者がV E 提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、V E 提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

第43条 生産性向上チャレンジ工事

1. 試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

2. 試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組みを実施することができる。

本取組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第31条 新技術活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。

3. 工事成績評定

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

4. 本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第44条 出来高部分払方式

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、「出来高部分払方式実施要領」〔国土交通省 HP https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html 参照〕に基づき行うものとする。

第45条 直轄土木工事における賃金・労働時間等の実態調査（試行）（受注者希望方式）

1. 本工事は、受注者の協力の下、賃金・労働時間・労務費（以下「賃金・労働時間等」という。）の実態を調査する試行工事である。
2. 受注者は、契約締結後、賃金・労働時間等の実態調査に協力する意向がある場合には、実態調査に協力する工種・種別・細別（以下、「工種等」という。）を発注者へ報告するものとする。
3. 発注者は、実態調査に協力する工種等の報告を受けた工種等より調査対象を選定するとともに、調査対象工種等の施工が完了した後、受注者は、別途監督職員より通知される実態調査要領に基づき資料を提出するものとする。
4. 発注者は、提出された資料をもとに賃金、労働時間等の実施率・達成率を算出後、積算上の作業時間を示した資料を提出するとともに、賃金、労働時間等の実施率・達成率を工事完成検査後に受注者、下請業者（注文者）、下請業者（使用者）に通知するものとする。

第46条 総価契約単価合意方式について

1. 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式の対象工事である。

(共通仕様書第3編3-1-1-1の適用)

2. 共通仕様書第3編3-1-1-1第2項、第6項及び第7項に係る規定は適用しないものとする。

受注者は、契約書第3条第1項の規定に基づき請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)を発注者に提出した後に、当該工事の工事費構成書の提示を求めることができるものとする。

(合意単価の公表)

3. 発注者・受注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

第47条 現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務を委託している。また、本工事を担当する現場技術員の氏名は、別途監督職員より通知する。

第48条 施工体制調査員

本工事は、現場における施工体制の点検補助を委託する予定としている。また、本工事の施工体制の点検を担当する施工体制調査員の氏名は、別途監督職員より通知する。

第49条 施工体制の点検

1. 受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号 最終改正令和3年9月1日)第15条3により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではない。
2. 施工体制の点検員は当該工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。
3. 施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職(施工体制調査員)、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
4. 当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
5. 施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。
6. 施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム(ASP)によ「閲覧」し、点検する。
7. 施工体制調査員は、第1回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入しているWEB会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。

ただし、立会や打合せ等においてWEB会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地での点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

第50条 工事完成図書の納品

1. 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領(令和5年3月)：(以下「要領」という。)」に基づいて作成した電子データを指す。

「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。

なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】(令和6年3月)」を参考とするものとする。

2. 本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。

なお、オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。

3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

第51条 検査書類限定型

1. 本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「検査書類限定型工事」の対象である。

2. 検査書類限定型工事とは、検査時に下記の10書類に限定して資料検査を行うものであり、実施について協議するものとする。

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳(下請引取検査書類を含む。)	⑦品質管理図表
③工事打合簿(協議)	⑧品質規格証明資料
④工事打合簿(提出)	⑨品質証明書
⑤工事打合簿(承諾)	⑩工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

- ・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」は対象外
- ・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外

3. 実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第52条 ウィルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウィルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウィルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第2章 個人情報の取り扱いについて

第53条 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第1号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第54条 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第55条 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

第56条 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第57条 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第58条 再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱

いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第4号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

第59条 事案発生時における報告

事案発生時における報告受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第60条 資料等の返却等

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙ー2）を発注者に提出しなければならない

2 前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する。

第61条 管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる
また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

第62条 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

第63条 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第 3 章 材 料

第 6 4 条 肥料

施肥に使用する肥料は、下記のものまたはこれと同等品以上の品質を有するものとし、これによりがたい場合は、監督職員と協議するものとする。

種 類		1,000m2 当たり散布量	摘 要
肥料	普通化成 N8-P8-K8	40kg	

第 4 章 一 般 施 工

第 6 5 条 除草工

1. 除草範囲等の詳細について、事前に監督職員と協議し決定するものとする。
2. 芝および雑草の刈取り高については、機械施工で刈り刃高を設定出来る機種では、刈り刃高を地表面より 10cm 程度に設定し、実施したものとする。ただし、これによりがたい場合は、監督職員に承諾を得るものとする。
3. 除草は原則として機械式で行うものとするが、法勾配 1 : 1.9 未満の箇所及び構造物周辺については肩掛け式でおこなうものとする。なお、肩掛け式で行う場合で、飛散防止措置が必要な際は監督職員と協議するものとする。
4. 機械式の草刈機を使用する場合は、『安全装置』及び『飛び石等飛散防止装置』を装備している機種を使用すること。安全装置とは、操作員が操作レバーから手を放すと中立に戻り、走行が停止すること、又は操作員と機械をひもで結び、操作員が機械から離れるとひもの先のスイッチが働き、走行が停止する装置である。
5. 肩掛け式の草刈機を使用する場合、飛び石等飛散防止措置が必要な範囲については飛び石等飛散防止対策に併せて上下刃逆回転式の機種を使用すること。
また、植生状況や法面勾配などの現場条件を考慮した上で、これによりがたい場合は、監督職員と協議することとする。なお、上下刃逆回転式を使用しない場合は、飛び石防護ネットの使用の措置を講ずること。
6. 除草中、付近住民・交通等の第三者に被害を及ぼすことのないよう十分注意すること。また、苦情や意見があった場合には慎重に対応し、速やかに監督職員に報告するとともに適切な措置を講ずること。
7. 飛び石等の飛散防止対策にあたっては、現地の状況を十分把握し、安全性、細部構造等については受注者において十分検討を行い、受注者の責において決定し、施工するものとする。

8. 堤防除草中、又は除草後に堤防に損傷等の異常を発見した場合には、箇所、範囲等必要な情報を速やかに監督職員に報告しなければならない。

第66条 除草回数及び集草運搬

1. こまめ除草適用可能場所の各年度の除草回数は以下の通りとし、現場条件等によりこれによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。

令和8年度除草回数3回

令和9年度除草回数3回

なお、除草範囲については、全区間行うこととする。

2. こまめ除草適用可能場所の集草運搬は行わないものとする。
3. こまめ除草適用不可能場所において、除草回数は各年度毎に2回、集草運搬は各年度毎に1回とするが、これにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。
4. 運搬箇所については、監督職員と協議し決定するものとする。

第67条 除草時期

1. こまめ除草適用可能場所の除草の施工時期については、各年度の1回目を5月上旬～7月中旬、各年度の2回目を8月上旬～9月下旬、各年度の3回目については11月上旬～12月下旬とするが、詳細については監督職員と協議し、決定するものとする。
2. こまめ除草適用不可能場所の除草時期については、各年度の1回目を5月下旬～8月下旬、各年度の2回目を9月上旬～12月下旬とするが、詳細については監督職員と協議し、決定するものとする。
3. こまめ除草適用不可能場所の集草については、各年度の2回目の除草後に1回行うこととするが、これにより難しい場合については監督職員と協議するものとする。

第68条 刈草有効活用提供への協力

本工事により発生する堤防刈草は、一般への無償提供を呼びかけているため、無償提供の申し込みがあった場合は除草及び集草の日程調整を行うなどの協力を行わなければならない。なお、詳細については監督職員の指示によるものとする。

第69条 堤防養生工

1. 堤防養生工の1年目は抜根を1回、施肥を1回、除草（芝刈）を2回、集草を1回とし、抜根は1回目の除草前（芝刈前）に行い、施肥は抜根後に実施するものとする。また、2年目以降は、除草（芝刈）を各年度毎に3回、集草を各年度毎に1回、施肥は0回とする。尚、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。また、施工範囲、施工方法等の詳細についても事前に監督職員と協議するものとする。
2. 工事完成後1年目の箇所については肩掛け式草刈機にて除草し、工事完成後2、3年目の箇所については勾配に応じた機種を用いて除草することとする。ただし、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。

3. 堤防養生中又は養生後に、堤防に損傷等の異常を発見した場合には、箇所、範囲等必要な情報を速やかに監督職員に報告すること。

第70条 工事用道路

運搬路に使用した既設道路の舗装等に破損が生じた場合は、速やかに監督職員と協議し、補修しなければならない。

第71条 塵芥処理工

施工箇所は、那珂川上流出張所管内とし、位置及び範囲等の詳細については監督職員の指示によるものとする。

第72条 廃棄物処分

1. 一般廃棄物

一般廃棄物の処分場所は下表のとおりとし、各処分場と事前打合わせを行ってから搬出するものとする。また、処分した証明として処分費の領収書等を監督職員に提出するものとする。

2. 産業廃棄物

産業廃棄物の処分場所は下表のとおりとし、各処分場と事前打合わせを行ってから搬出するものとする。また、処分した証明として処分費の領収書等を監督職員に提出するものとする。

3. その他

①廃棄物は極力分別して処分を行うものとし、1および2で処分不可能な廃棄物については監督職員と協議するものとする。

②1および2で処分した数量および受入条件等が契約内容と差違がある場合は、契約変更の対象とする。

また、①により別の処分場所において処分した場合においても、契約変更の対象とする。

③受注者は、廃棄物の処理にあたり、廃棄物の処理および清掃に関する法律および関係法令、条件等を遵守し、適切に処理するものとする。

一般廃棄物

名 称	受入住所
南那須地区広域行政事務組合 保健衛生センター	那須烏山市大桶 444

産業廃棄物（混合廃棄物）

名 称	受入住所
石田興業株式会社	栃木県真岡市阿部岡 3 6 3 - 3

第73条 雑工

1. 雑工は河川を良好に維持する目的で河川敷の整備を行うもので、主任監督員の指示に基づき実施するものとする。

- ・令和8年度分：普通作業員150人

- ・令和9年度分：普通作業員150人

なお、員数の増減については契約変更の対象とする。

2. 受注者は、監督職員の指示に基づき、作業内容（指示事項）、実施時期、必要とする機械、労務、材料等の概算数量及び安全管理を含む作業方針について、資料を作成し提出するものとする。また、使用した機械、労務、材料毎に分類し、実績を考慮して設計変更の対象とする。

第74条 河川維持管理技術者からの助言

堤防除草工、点検・巡視及び維持工は、河川の維持管理において重要な作業であることから、その品質の向上を図るため、各作業の留意事項に関して「河川維持管理技術者」の資格を有する者から助言を受けるものとする。

特に堤防除草工は、河川堤防の機能を正常に保つため、植生の草丈を抑制し、堤防の変状・異常箇所の発見および点検をしやすくするとともに、出水時の水防活動等を容易にするなど、堤防管理の重要な作業であることから、「河川維持管理技術者」からの助言は、原則として工期内における第1回目の堤防除草作業着手前に受けるものとする。

また、助言を受けた内容等を記録し監督職員に提出するとともに、作業計画書・安全教育・訓練やKY活動に活用するものとする。

「河川維持管理技術者」からの助言は、以下の内容を想定している。

【除草作業】

- ・堤防（植生含む）に求められる機能、堤防除草工の必要性
- ・堤防等の損傷・変状等に関する留意事項
- ・堤防法面等への影響等を考慮した除草作業時の留意事項
- ・河川特性や地域特性に応じた除草時期に関する留意事項

【点検・巡視】

- ・出水時および地震発生後の「状況把握業務」に関する留意事項

【維持工】

- ・堤防等の補修に関する留意事項

なお、助言を受ける「河川維持管理技術者」への謝金、旅費交通費等の必要経費は、監督職員と協議の上、決定するものとし設計変更の対象とする。

「河川維持管理技術者」の情報については、一般社団法人河川技術者教育振興機構

HP (<http://www.ree.or.jp/registration-status/>) で公表されている。

第5章 その他

第75条 震災対策

1. 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
2. 地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第76条 地震発生後の建設工事現場の点検について

地震発生後の建設工事現場の点検実施及び報告時期については、以下によることとする。

①気象庁地震計で震度4の地震が発生した場合。

イ) 現場稼働日(開庁日)の夜間に発生した場合には、翌現場稼働日(開庁日)の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。

ロ) 現場休工日(閉庁日)に発生した場合には、翌現場稼働日(開庁日)の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。

※開庁日に現場が休工であった場合は開庁日を優先して判断し建設工事現場の点検を行うこと。

②気象庁地震計で震度5弱以上の地震が発生した場合。

夜間・現場休工日(休祭日)に関わらず直ちに点検。点検結果については、速やかに監督職員へ報告。

第77条 ゴム製品等の品質確認等

受注者は、東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)で製造された製品や材料(以下、ゴム製品等とする。別表参照)を用いる場合には、同社が製造するゴム製品等に対して受注者が指定した第三者(東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)と資本面・人事面で関係がない者)によって作成された品質を証明する書類を提出し、監督職員の確認を得るものとする。

なお必要な品質証明書は、以下の試験及び検査において、製品に応じて必要な規格について取得するものとする。

試験名	計測項目
通常状態での試験(常態試験)	硬さ、比重、引張強度、伸び
熱老化試験	熱老化前後での変化率(硬さ、比重、引張強度、伸び)
圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留歪み
製品検査	外観、寸法、性能

第三者による品質証明書類を提出し監督職員の確認を得た場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に受注者の瑕疵担保責任が免責されるものではない。

別表

製品及び材料名	
防振ゴム	ディーゼルエンジン用防振ゴム ゴム製軸継手 産業機械用空気ばね
芝保護材	
落橋防止用ゴム	
道路資材	車止め（ガードコーン） 視線誘導標・車線分離標
弾性舗装材	ゴムチップ舗装材
建築防水資材	

※代表的な製品例である

第 78 条 工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

第 79 条 特定外来生物の対応

本工事施工にあたり、河川区域内で「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」による特定外来生物が確認された場合は、速やかに監督職員に報告するものとし、対応については監督職員の指示によるものとする。

第 80 条 災害対策用機械の運搬・設置

災害時には、災害対策用機械の運搬・設置を行わせる場合がある。なお、この場合は変更契約の対象とする。災害対策用機械の一覧は別紙－３のとおり。

第 81 条 跡片付

工事施工に伴って堤防その他に損傷を与えた場合は、原形に復旧するものとする。

第 6 章 情 況 把 握 業 務

第 8 2 条 適 用

本特記仕様書は、土木工事共通仕様書(令和 6 年 3 月改定)(以下「共通仕様書」という。)でいう特記仕様書で、出水時及び地震発生後の「状況把握業務」(以下「業務」という。)に適用する。

第 8 3 条 用語の定義

本特記仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

1. 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統轄等を行う者で、受注者が定めた者をいう。
また、管理技術者を本工事の現場代理人または主任技術者(監理技術者)が兼ねることとする。
2. 「状況把握員」とは、受注者が業務を履行するために使用している者(管理技術者を除く。)をいう。
3. 「打合せ」とは、業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と監督職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。

第 8 4 条 一般留意事項

1. 管理技術者は、本特記仕様書第 8 7 条で示された業務の適正な履行を確保するため、状況把握員を指揮監督しなければならない。
 - 一. 業務の実施にあたって、設計図書等の内容を十分理解し、状況把握区域内について精通しておかなければならない。
 - 二. 業務の実施にあたっては、業務に関する図書を適切に整備しておくこと。
2. 管理技術者は、本特記仕様書に定めるところにより監督職員と打合せを行うものとし、その結果について打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。
3. 状況把握員は、管理技術者のもとに本特記仕様書第 8 5 条のうち監督職員から指示された業務を適正に実施するものとする。

第 8 5 条 状況把握員の資格

状況把握員の資格は、以下の条件を満たす者であることとする。また、受注者は状況把握員として必要な資格要件を証明する書面(経歴書等)を提出すること。

区 分	資 格 等
状況把握員	以下の①～⑤のいずれかの要件を有する者であること ① 河川維持管理技術者又は河川点検士の資格を有する者。 ② 1 級土木施工管理技士の資格を有する者。 ③ 1 級土木施工管理技士補の資格を有する者。 ④ 2 級土木施工管理技士の資格を有する者。 ⑤ 発注者が上記④と同等以上であると認めた者。

	※⑤でいう同等とは以下のとおりとする。 ア) 2級建設機械施工技士 イ) 2級造園管理技士 ウ) 2級土木施工管理技術検定試験の受験資格を満たし、うち河川工事に関する実務経験を1年以上有している者 エ) 地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局開発建設部、都道府県または政令市が発注した河川の状況把握業務の経験を有している者。
--	---

第86条 業務内容

状況把握員の業務内容は、以下のとおりとする。

①出水時の状況把握

出水時の状況把握については、「関東地方整備局出水時河川巡視規則（平成23年12月26日付け国関整河管第127号）」（以下、「出水時巡視規則」という。）によるものとする。

②地震発生後の状況把握

地震発生後の状況把握については、「地震発生後の河川管理施設・砂防設備及び許可工作物の点検要領（令和3年6月30日付け国関整河管第19号）」（以下「地震点検要領」という。）によるものとする。

③その他

その他、発注者の指示に基づき管理技術者から指示された業務を行う。

第87条 業務の履行範囲

業務の履行範囲は、次に示す河川区域、河川保全区域及び河川予定地（以下「業務履行区域」という）を対象範囲とする。

出張所及び 管理支所名	河川名	上流端		下流端		摘 要
		左岸	右岸	左岸	右岸	
那珂川上流 出張所	那珂川	那珂川 85.5k	那珂川 85.5k	新那珂川橋 上流端 (46.5k上流)	新那珂川橋 上流端 (46.5k上流)	

第88条 業務計画書

受注者は、業務の実施に先立ち以下の項目について記載した業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

- (1) 業務の内容、実施項目
- (2) 業務の実施体制
- (3) 業務の実施方法
- (4) 連絡体制

(5) その他の業務実施上の必要となる事項

業務計画書には、本特記仕様書 100 条状況把握員の安全等に関する事項も含めるものとする。

第 89 条 状況把握員の班編成

状況把握員の班編成は以下のとおりとし、長時間に亘る場合は、交替班を用意するものとする。また、あらかじめ班毎の名簿を監督職員に提出するものとし、交替班の場合も同様とする。

出張所名	班体制	班編制
那珂川上流出張所	1 班	状況把握員 2 名 運 転 手 1 名

第 90 条 状況把握員の携帯品

状況把握員は以下のものを必ず携帯すること。

1. 記録用紙、若しくは記録用携帯端末（タブレット）または携帯電話
2. 身分証明書（腕章）
3. カメラ
4. 照明器具
5. 安全ロープ
6. 鎌、巻尺、ポール（目印用）
7. その他業務の遂行に必要なもの

なお、発注者貸与品は、身分証明書（腕章）とする。また、記録用携帯端末（タブレット）を使用する場合は、監督職員と協議し、貸与するものとする。なお、記録用携帯端末（タブレット）の使用にあたっては、国土交通省情報セキュリティポリシー及び関東地方整備局情報セキュリティポリシー実施手順書を準用するものとする。

第 91 条 貸与品の使用

貸与品の取扱いについては十分注意することとし、明らかに受注者の責に帰すべき事由による故障・破損・損傷等が発生した場合は、修理等必要な措置を講ずること。

第 92 条 貸与品の返却

貸与物品は、業務完了後速やかに返還しなければならない。

第 9 3 条 身分証明書

状況把握員は、発注者が交付する身分証明書を常に携帯し、第三者からの身分証明書の提示要求があった場合は、これを提示しなければならない。受注者は、業務が完了したときは、すみやかに発注者に、交付された身分証明書を返却するものとする。

第 9 4 条 実施訓練等

事前に業務履行区域について、現地状況を十分把握するとともに、業務の実施及び連絡方法等について訓練を実施するものとする。

なお、実施日数は 1 日とし、管理技術者立会のもと、交替班の要員を含め、訓練を実施するものとし、日時については監督職員と管理技術者が協議して定めるものとする。

第 9 5 条 状況把握の出動・開始及び終了

出水時及び地震発生後、監督職員の指示により、管理技術者が状況把握員を出張所等へ出動させるものとする。ただし、状況把握班の出発及び帰着場所は久慈川下流出張所とする。なお、監督職員が不在等のときは、管理技術者が河川情報等により情報を得て状況把握員の出動を指示するものとする。ただし、状況把握員においても出動条件を熟知しておくとともに、大規模地震による電話回線の輻輳等により管理技術者の指示が届かない場合を想定し、定められた参集場所に自主的に参集できるよう情報の収集に努めること。

また、状況把握の開始及び終了は、監督職員が管理技術者に指示するものとする。

出水時の観測所毎の集合等の基準

観測所名	水防団待機 水位	氾濫注意 水位	左岸	右岸
小口	4.00	5.00	(那珂川) 自 那珂川 85.5k 至 新那珂川橋	(那珂川) 自 那珂川 85.5k 至 新那珂川橋

地震発生後の出張所毎の対象震度発表地点

気象庁発表地点

出張所	発表地域	発表地点	
		上流部	下流部
那珂川上流出張所	栃木県南部	那須烏山市神長	那須烏山市神長
		那須烏山市役所	那須烏山市役所
		那珂川町小川	茂木町茂木
		那珂川町馬頭	

第 9 6 条 河川情報・地震情報の入手

河川情報（水位、雨量等）・地震情報（各地の震度等）は、電話応答装置、インターネット等により収集するものとする。

電話応答装置：（水位【那珂川・久慈川】）０２９－２４０－４１０２

URL <https://www.river.go.jp/portal/#83>

川の防災情報

<http://www1.river.go.jp/>

水文水質データベース

<https://www.data.jma.go.jp/svd/eqdb/data/shindo/index.html>

気象庁

震度データベース検索

<http://www.keitai-taisei.ktr.mlit.go.jp/>

関東地方整備局体制発令支援メニュー

<https://www.ktr.mlit.go.jp/>

国土交通省関東地方整備局

<https://weathernews.jp/>

（株）ウェザーニューズ

<https://tenki.jp/>

（財）日本気象協会

第９７条 状況把握の方法・実施時間

車両により状況把握を実施することを標準とし、速やかに堤防天端等から川表、川裏を同時に把握するものとする。ただし、必要に応じて車外にて状況把握を行うものとする。

出水時の状況把握は、業務履行区域を原則として概ね１時間で１巡するものとする。地震発生後の状況把握は、地震点検要領に基づくものとする。

状況把握班１班あたりの実施時間は、下表を見込んでいるが、実施時間に増減が生じた場合は実績を監督職員に報告するものとし、設計変更の対象とする。

①令和８年度分

時間帯	勤務時間	実施時間
５：００～２２：００	連続８ｈ以内	１６時間
	連続８ｈ以上	４時間
２２：００～５：００	連続８ｈ以内	４時間
	連続８ｈ以上	４時間

②令和９年度分

時間帯	勤務時間	実施時間
５：００～２２：００	連続８ｈ以内	１６時間
	連続８ｈ以上	４時間
２２：００～５：００	連続８ｈ以内	４時間
	連続８ｈ以上	４時間

第 98 条 監督職員への報告

監督職員への報告は、携帯電話、携帯無線機または記録用携帯端末（タブレット）により直ちに行うものとする。携帯電話、携帯無線機または記録用携帯端末（タブレット）による通信ができない場合は、公衆電話等により速やかに連絡するものとする。なお、監督職員への報告は次のとおりとする。

- ① 状況把握に出動した時。
 - ② 状況把握が完了した時。
 - ③ 河川管理施設等に異常を発見した場合。
 - ④ その他、監督職員への報告を要する事象が発生した場合
- また、異常に対する初期対応等の必要が生じた場合は、監督職員から管理技術者に指示するものとする。

第 99 条 状況把握員の安全等

- 1. 状況把握員は、異常発見に細心の注意を払うものとするが、自身の安全には十分留意すること。
 - 2. 状況把握員は、状況把握中において、業務を遂行することが危険と判断される場合は、業務を一時中断し、自らの安全を図るものとする。
- また、その旨を管理技術者に報告し、管理技術者は監督職員に報告するものとする。その後の行動については、臨機の処置をとるものとする。

第 100 条 成果品の提出

受注者は、業務完了後速やかに次の成果品を提出するものとする。

- 1. 出水時状況把握
 - （1）状況把握状況定時報告（洪水） 1 部
 - （2）異常発見報告 1 部
 - （3）写真集 1 式
- 2. 地震発生後状況把握
 - （1）状況把握状況定時報告（地震） 1 部
 - （2）施設点検結果票（異常発見報告） 1 部
 - （3）写真集 1 式
- 3. その他 監督職員が指示したもの 1 式

また、受注者は別紙－4 のとおり業務処理結果報告書を作成し、状況把握終了後、速やかに監督職員に提出するものとする。

第 101 条 その他

- 1. 大規模災害の発生時に、周辺道路等に大きな被災が確認され、業務場所に参集困難な時は、対応策を発注者と受注者が協議して定めるものとする。

2. 状況把握員の作業服・安全服・安全靴等常時身につけるものは、受注者で用意すること。
3. 本特記仕様書の記載事項に疑義や変更が生じた場合には、監督職員と管理技術者が協議し決定するものとする。

第102条 再委託

1. 本業務の「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。
 - 一 業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
2. 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、資料整理などの簡易な業務の再委託に当たっては、発注者の承諾を必要としない。
3. 受注者は、第1項、第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。
4. 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

第103条 セキュリティ

受注者は、発注者と同等以上の情報セキュリティを確保しなければならない。また、受注者は、本業務の実施過程において知り得た情報を監督職員の許可なく第三者に漏らしてはならない。

第104条 ウイルス対策

受注者は、監督職員と業務に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新しなければならない。

第105条 履行期間

業務の履行期間は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までとする。

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	■ 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。	第 6 7 条
工事用道路 関係	一般道路を搬入路として使用する場合 ■ 搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容。	第 7 0 条
その他	■ 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等。	第 9 0 条

証明書

工事（業務）名：_____

受注業者：_____

証 明 者：_____

個人情報記録された資料等について、廃棄又は消去したことを証明します。

※以下は、紙により提出する場合において、押印を省略する場合のみ記載すること。
連絡先は2以上記載すること。

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：_____

担当者（会社名・部署名・氏名）：_____

連絡先1：_____

連絡先2：_____

（※証明者について

工事については、「現場代理人」又は「主任（監理）技術者」が行うものとする。

業務については、「管理技術者」が行うものとする。)

業務對象機械一覧

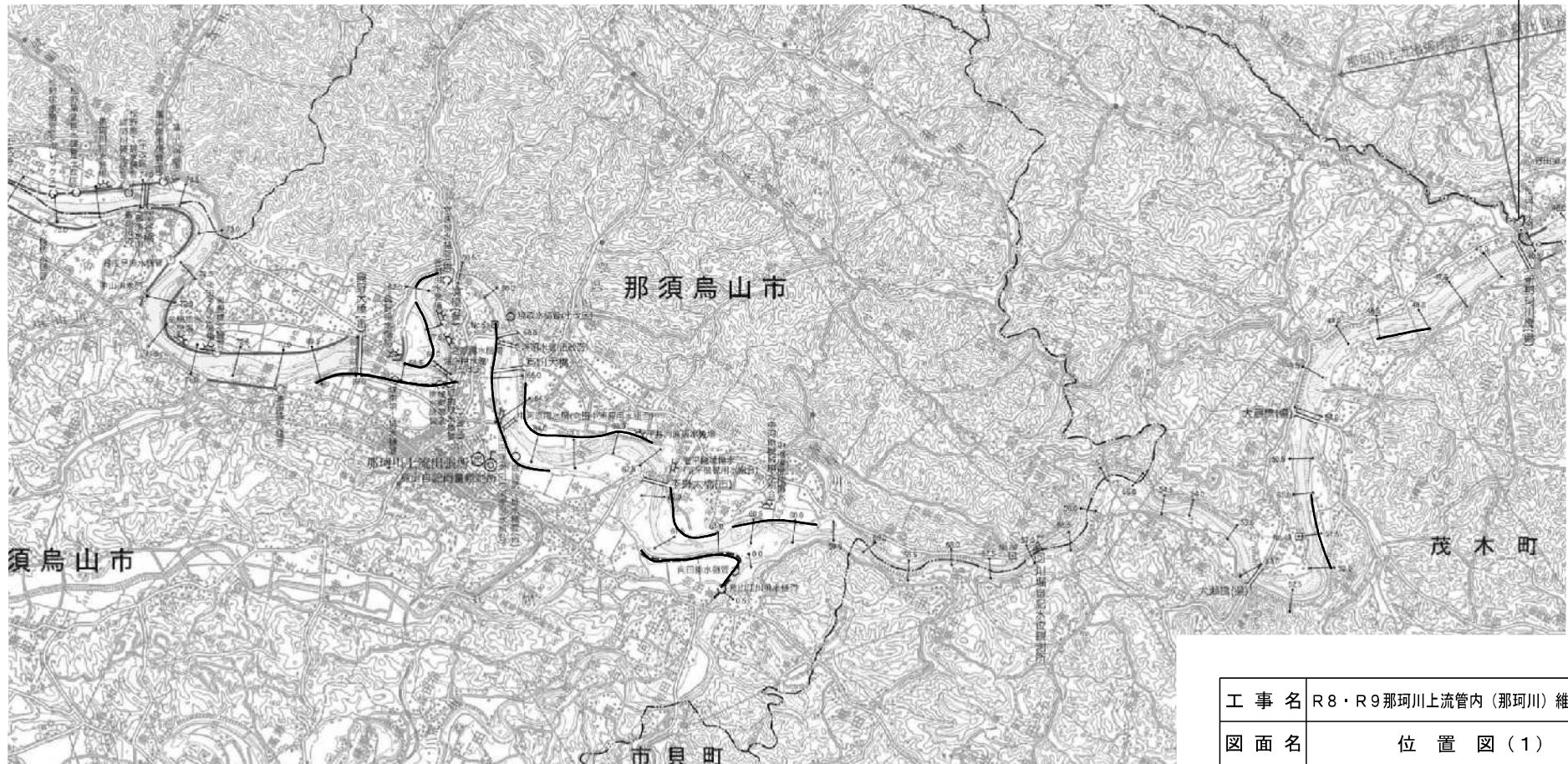
[illegible]

業務処理結果報告書

[illegible]

位置図(1)

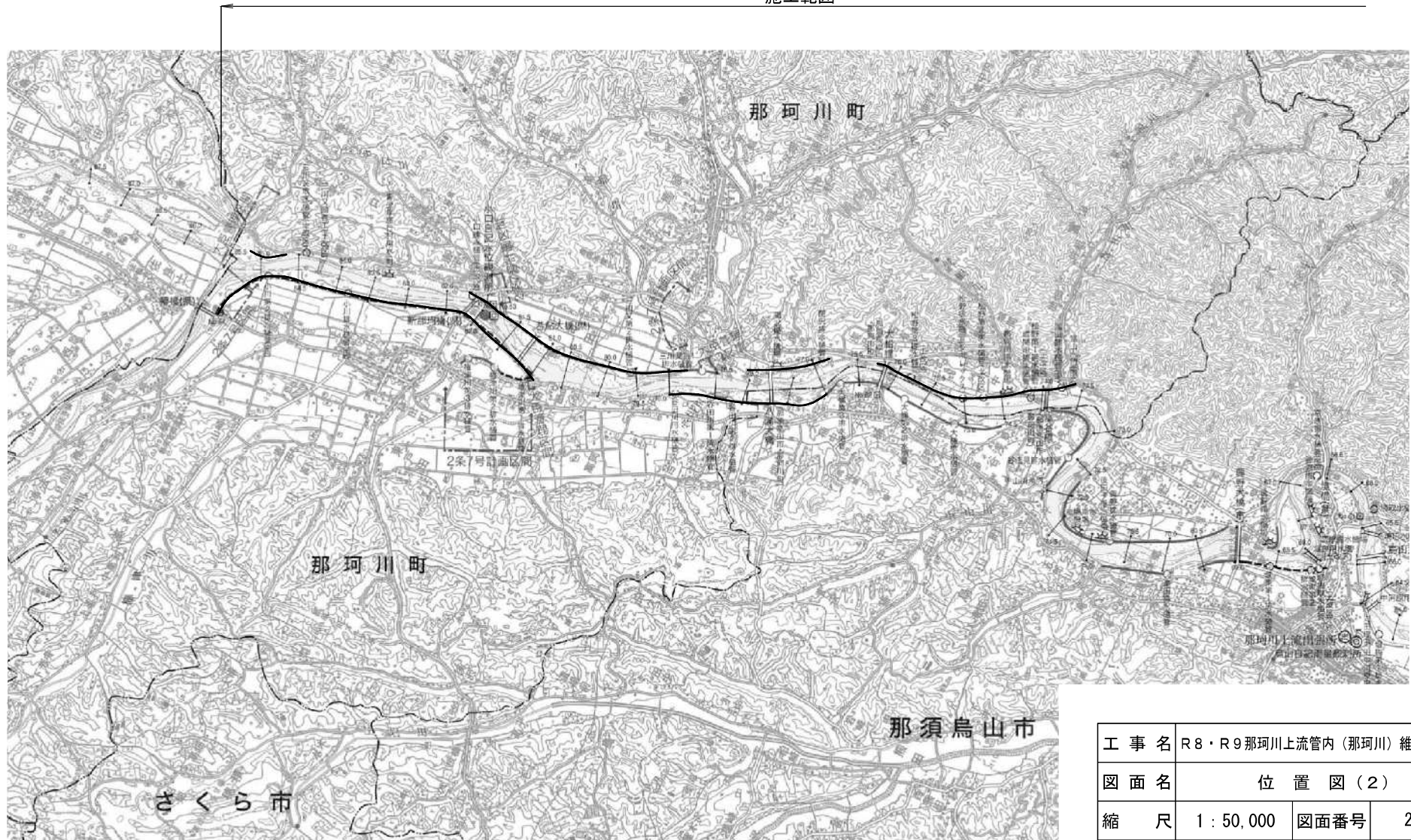
施工範囲



工 事 名		R 8 ・ R 9 那珂川上流管内（那珂川）維持管理工事							
図 面 名		位 置 図（１）							
縮 尺		1：50,000		図面番号		2 の 1			
年 月 日		令和 8 年 1 月 日							
設計会社名									
事務所名		国土交通省 常陸河川国道事務所							
所		副		課		係		設	
長		所長		長		長		計者	

位置図(2)

施工範囲



工事名	R8・R9那珂川上流管内(那珂川)維持管理工事		
図面名	位置図(2)		
縮尺	1:50,000	図面番号	2の2
年月日	令和8年1月 日		
設計会社名			
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		